

南丹家畜衛生情報

(鳥インフルエンザ 関連情報No. 44)

令和7年12月24日発行

亀岡市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、移動制限区域、搬出制限区域が設定されています。

このお知らせは、搬出制限区域内に該当する地域で、鶏や家きんを飼養されている方に送付しています。

① 毎日の羽数、疾病発生状況を記録し、鶏や家きんが死亡した場合は報告してください

- ・毎日、鶏を観察し、異常の有無を記録用紙に記録して下さい。
- ・家畜伝染病予防法第52条の規定により、鶏が死亡した場合、その都度、死亡羽数を家畜保健衛生所まで報告してください。

記録用紙を送付しています

② 異常が認められた場合には、直ちに報告してください。

以下の異常を確認した場合は、すぐに家畜保健衛生所まで連絡してください。

- ・鶏冠(とさか)や肉垂が青紫色になったり、元気がない、卵を急に産まなくなったなどの症状がある場合
- ・5羽以上の鶏や家きんがまとまってうずくまっているなどいつもと違う場合

③ 家きん、家きん卵等の搬出制限区域以外の区域(移動制限区域内及び移動・搬出制限区域のどちらでもない区域)への移動は禁止されます

◆移動の禁止

- ① 生きた家きん
- ② 家きん卵
- ③ 家きんの死体
- ④ 家きんの排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料、家きん飼養器具の移動は禁止されます。

* 搬出制限区域内での移動は禁止されていません。

④ 催物の開催等を停止してください

◆催物の開催等の停止

品評会等の家きんを集合させる催物は停止してください。

⑤ 立入制限、消毒を徹底してください

感染を予防するために、必ず実施してください。

- ・家きん舎等への、世話をする人以外の出入りを自粛してください。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺は消石灰等を用いて消毒してください。

⑥ 野生鳥獣対策を確認してください

- ・防鳥ネット等の再点検をしてください。
- ・山水、川水、雨水等を用いる場合は飲水消毒をするか、水道水を与えてください。